

海上労働条約に関する事項

制定規則及び改正規則

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領
鋼船規則 A 編
高速船規則
強化プラスチック船規則

制定及び改正事項

海上労働条約に関する事項

制定等の理由

国際労働機関（ILO）は 1920 年以降、海上労働分野に関する 68 の条約及び勧告を採択してきたが、ILO 加盟国における批准が進まず、多くの条約が未発効のままとなっていた。

そこで ILO は、批准が進むようこれらの条約の統合整理を行い、条約の改正に取り組んだ結果、2006 年 2 月、船員の労働環境の向上及び海運業界における公平な競争条件の確保を目的とした 2006 年の海上労働条約（MLC,2006）を採択した。同条約は、2012 年 8 月 20 日に発効要件を満足し、その 1 年後である 2013 年 8 月 20 日に発効することとなっている。

今般、MLC, 2006 に基づき、海上労働に関する規則として「海上労働システム規則」等を新規制定し、関連規則も併せて改めた。

制定等の内容

- (1) 海上労働に関する要件を制定し、同要件への適合を確認するための検査方法を規定した。
- (3) 海上労働システム規則の制定に伴い、関連規定を改めた。